ISETAN
MITSUKOSHI
PROPERTY
DESIGN LTD.

募集要項

募集職種・人数	総合職（営業、企画、設計、積算調達、製作管理、人事、総務、経理など） 15 ～ 20 名程度
雇用形態	正社員
仕事内容	特定の業務に固定されず、幅広い業務を経験しながらキャリアを積んでいただき、総合的な判断力や調整力、課題解決力を身につける。将来的に、管理職や事業の中核人材として活躍することを目指す。
エントリー方法	マイナビから申し込み　エントリーシート提出、Web 適性検査受検
選考方法	書類選考・個人面接・役員面接
募集対象	理系大学院生、理系学部生、文系大学院生、文系学部生、高専生、 募集対象は 2028 年 3 月卒業見込みの方あるいは卒業後 3 年以内の方
基本給与（月給）	大卒（院）：**241,000** 円　高専卒：**226,000** 円 ※2026 年 4 月～　※時間外手当は別途支給
昇給・賞与・諸手当	昇給：年 1 回（7 月）、賞与：年 2 回（6 月、12 月）、通勤手当（全額支給）、資格登録手当、扶養家族手当など
勤務時間	9:00 ～ 17:25（実働 7 時間 25 分　休憩 60 分）　※フレックス勤務　コアタイムなし
休日休暇	年間休日 120 日（原則月 9 日および半期に連休 4 日＝年 8 日、1 月 1 日、ほか 3 か月が月 10 日の指定）、 年次有給休暇（初年度 4 月から 11 日付与、以降勤続年数に応じ加算　最高 22 日）、 慶弔災害休暇、産前産後休暇、育児休暇、介護休暇
待遇・福利厚生・社内制度	社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）、従業員買物割引制度、育児休職制度、 育児勤務制度、介護休職制度、介護勤務制度、定期健康診断、共済会加入、確定拠出年金、財形貯蓄制度、 団体生命保険制度、従業員持ち株会制度、ストック有給休暇制度　など
勤務地	本社：東京都新宿区（2026 年度中央区へ移転予定） 他会社の指定するところ 北海道・東京・愛知・新潟・大阪・福岡

三越伊勢丹プロパティ・デザインの“ひと”

私たちは「こころを動かす、ひとの力で。」をミッションとし「そこを、舞台に変えていく。」ことを大切に、あたらしい空間を創造していく会社です。“ひとの力”とはお客さまのご要望を丁寧に聴き、想像を超える提案を行い、それを共創をもってかたちにしていく力のこと。そんな私たちが大切にしている価値観や、仕事への向き合い方を動画で紹介しています。

新卒採用 Movie

会社概要

会社名：株式会社 三越伊勢丹プロパティ・デザイン
業種：建設業・内装業（空間プロデュース・デザイン・内装設計・施工）
本社：東京都新宿区西新宿 3-2-5 三越伊勢丹西新宿ビル
資本金：4,000 万円
売上高：198 億（2026 年 3 月期）
従業員：368 名（2026 年 4 月現在）

三越伊勢丹プロパティ・デザイン

マイナビ 2028

株式会社 三越伊勢丹プロパティ・デザイン

■三越製作所の創業年数
（都内に直営の木工家具工場を保有）
2026年度

116年

■新人研修
2025年度

485時間

新人社員研修3か月間、
配属後の技術基礎研修1年間（月1回終日）

■年間休日数
2026年度

120日

概ね週休2日、
連続休暇上下期各4日
年次有給休暇 初年度11日付与
ストック有休 制度

■平均有給休暇
取得日数
2025年度

14.5日

■フレックス勤務時間
2025年度

7時間25分

9:00～17:25　休憩60分

■社員数
2026年4月現在

女性 40%
男性 60%

■年齢構成
2026年度

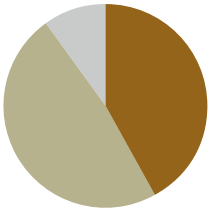

20・30代 42%
40・50代 48%
60代 10%

■月平均所定外
労働時間
2025年度

18.2時間

■平均勤続
勤務年数
2025年度

13.0年

■マネージャー職
最短昇進年数

入社7年

■協力会社数
2025年度

主要750社

■リピート率
2024年度

50%

直近5年間で3回以上
受注している会社
（単年度での受注は除く）

■役員および管理的地位の
女性の割合
2025年度

20.8%

女性 30名
男性 114名

■育児休業取得率
2025年度

女性 100%
男性 100%

■年間プロジェクト数
2024年度

935件

ホテル 196件
商業施設 336件
オフィス 224件
住宅・リノベーション 66件
その他（空港・学校等） 113件

沿革

コンストラクションマネジメントの歴史

- 1947 立川店（売店）開店
  コンストラクションマネジメント業務を遂行
- 1971 吉祥寺店開店［2010.3 閉店］
  コンストラクションマネジメント業務を遂行
- 1972 海外第１号店、シンガポール伊勢丹・ハヴロック店開店
  ［1993.5 スコッツ店開店に伴い閉店］
  以降の海外店舗のコンストラクションマネジメント業務を受託
- 1974 松戸店開店［2018.3 閉店］
  コンストラクションマネジメント業務を遂行
- 1980 伊勢丹新宿本店第一次再開発　オープン
- 1984 新潟伊勢丹開店
  （株）山形屋のコンストラクション
  マネジメント業務を受託
  コンストラクションマネジメント業務を遂行
- 1985 （株）丸井今井のコンストラクション
  マネジメント業務を受託
- 1990 相模原店開店
  コンストラクションマネジメント業務を遂行
- 1996 府中店開店
  コンストラクションマネジメント業務を遂行
- 2006 特定建設業（一般建設業同時）免許取得
- 2008 （株）三越伊勢丹ホールディングス設立
- 2014.4 （株）三越伊勢丹プロパティ・デザインに商号を変更
  商業不動産事業の強化に向けたグループ内組織再編
- 2014.10 （株）三越環境デザインを組織統合
- 2019 ビルマネジメント事業を株式会社三越伊勢丹アイムファシリティーズへ事業承継
- 2021 商業施設事業を株式会社三越伊勢丹へ事業承継

建装・デザインの歴史

- 1904 （株）三越呉服店設立
  日比翁助がデパートメントストア宣言を行い、
  日本初の百貨店となる洋家具を扱い始めると同時に、
  室内装飾研究生林幸平らをニューヨークに派遣する
- 1906 在仏日本大使館の室内装飾を設計・施工（1908年完成）
- 1910 丸の内別館内に三越製作所の前身・家具加工部創設
- 1912 定款に＜家具製造業＞が加わり、店頭に日本家具、西洋家具陳列
  室内装飾及び家具設計・製作受注開始
- 1914 ＜家具装飾部＞として、独立
- 1923 関東大震災により、工場焼失を機に富士屋家具製作所（麻布永坂）設立
- 1927 大田区蒲田に総合工場を新築　落成／家具装飾部へ外商係りを設置
- 1944 （株）三越製作所設立　焼失した本工場修築
- 1946 焼失した本工場修築完成
- 1960 玉座、東宮御所の家具を納入
- 1961 吹上御所家具納入
- 1968 新宮殿正殿松の間（玉座・衝立）、竹の間、梅の間に家具納入
- 1974 迎賓館、最高裁判所、学士院会館へ家具納入
- 1977 ＜家具装飾部＞から＜建装部＞へ建装名称を最初に使用
- 1985 三越製作所本社、六郷工場新築　完成
- 1997 三越総合ビル管理設立
- 2002 （株）三越環境サービス設立
  （（株）三越総合ビル管理と（株）三越製作所が統合）
- 2006 （株）三越環境デザイン設立
  （（株）三越 建装営業部と（株）三越環境サービスが統合）
- 2008 （株）三越伊勢丹ホールディングス設立
- 2010 家具工場　創立100周年
  本社機能を大手町より、大田区東六郷に移転
- 2014.4 本社機能を東六郷より、東新宿に移転

環境への取組み

1 国際森林認証制度　FSC CoC認証取得

三越伊勢丹プロパティ・デザイン／三越製作所は世界で最も普及している国際的な森林認証制度であるFSC-CoC認証及びPEFC-CoC認証を取得しております。これにより、当社三越製作所で扱う木製品の流通・加工については適切に管理された林産物の利用を推進し、環境保全にさらに貢献してまいります。

認証番号 FSC-CoC認証：SA-COC-006121
PEFC-CoC認証：SA-PEFC-COC-006121
認証取得日　2017年12月21日

森林認証制度とは

森林認証制度とは、独立した第三者機関が環境・経済・社会の３つの側面から一定の基準をもとに適切な森林経営が行われている森林、または経営組織などを認証し、その森林から生産された木材・木材製品にラベルを付けて流通させることで、消費者の選択的な購買を通じて、責任ある森林管理を普及させる取り組みです。

CoC認証とは（Chain of Custody 認証）

ラベリングした木材・木材製品の流通のために、流通に関わる者は消費者の手元に届くまでの各段階において、認証された森林からの木材・木材製品をそれ以外のものとは区別して取り扱う体制になっていることが認められた認証制度です。

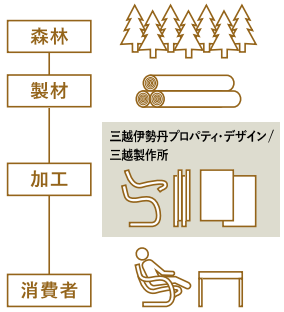

2 クリーンウッド法登録事業者取得

ラベリングした木材・木材製品の流通のために、流通に関わる者は消費者の手元に届くまでの各段階において、認証された森林からの木材・木材製品をそれ以外のものとは区別して取り扱う体制になっていることが認められた認証制度です。

CLEAN WOOD
登録番号：JPIC-CLW-II-329号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めています。